

令和 8 年度実施

第 3 回 板倉町職員採用試験募集要項

令和 9 年 4 月採用

【 採用職種 】 一般事務職(事務・保健師・土木技術員
建築技術員・デジタル人材)

【 試 験 日 】 《第一次試験》職場適応性検査・職務能力試験
作文試験

期 日：令和 8 年 1 0 月 1 8 日(日)

場 所：板倉町役場

《第二次試験》口述試験等

期 日：第一次試験合格者に通知

【 受付期間 】 令和 8 年 8 月 3 日(月)から 9 月 1 1 日(金)まで

群馬県 板倉町

1. 採用職種、採用予定人員、受験資格

採用職種	採用予定人数	受験資格
一般事務職 (事務)	若干名	平成3年4月2日以降に生まれ、高等学校、短期大学、大学のいずれかを卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業見込みの人
一般事務職 (保健師)	若干名	平成3年4月2日以降に生まれ、高等学校、短期大学、大学のいずれかを卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業見込みの人で、保健師免許を有している人又は令和9年3月31日までに取得見込みの人
一般事務職 (土木技術員)	若干名	平成3年4月2日以降に生まれ、高等学校、短期大学、大学のいずれかにおいて土木系の専門課程を履修し、卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業見込みの人
一般事務職 (建築技術員)	若干名	平成3年4月2日以降に生まれ、高等学校、短期大学、大学のいずれかにおいて建築系の専門課程を履修し、卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業見込みの人
一般事務職 (デジタル人材)	若干名	平成3年4月2日以降に生まれ、高等学校、短期大学、大学のいずれかにおいて情報系の専門課程を履修し、卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業見込みの人

※ただし、上記にかかわらず、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 地方公務員法第16条に該当する人

2. 受験手続き、受付、申込先

(1) 受験手続きに必要なもの

提出書類	・職員採用試験申込書 (役場で配布又は町ホームページからダウンロードしたもの) ・最終学歴の卒業証明書又は卒業見込証明書 ・最終学歴の成績証明書 ※大学院修了(見込)の場合、大学院の各証明書も併せて提出してください ・資格を有することを証明する書類の写し(すでに資格を有している人のみ)
------	---

(2) 受付期間及び時間

令和8年8月3日(月)から9月11日(金)まで ※土・日曜日を除きます。
午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 募集要項・職員採用試験申込書の配布

募集要項及び職員採用試験申込書は、上記期間に板倉町役場総務課秘書室秘書人事係で配布しています。また、板倉町ホームページからダウンロードすることができます。

(4) 申込先

板倉町役場 総務課 秘書室 秘書人事係(板倉町役場 2階)
〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1
TEL 0276-82-1111(内線205) / 0276-82-6121(直通)

▷町ホームページからダウンロードした申込書を使用する場合の注意

印刷は、両面印刷、A4サイズの白色の用紙を使用し、拡大・縮小は行わないでください。
表面下部の「受験票」の位置裏側に、裏面の「受験心得」を印刷してください。

▷ 郵送による申込み

郵送の場合は、封筒の表に「令和9年4月採用 採用試験申込」と朱書きし、必ず書留又は簡易書留で、受付期間内に必着するように申し込んでください。
消印有効ではありません。申込書は、折らずに封入してください。

3. 試験方法、試験日時、試験会場

試験方法(職種共通)	試験日時及び試験会場
◆第一次試験 ・職務適応性検査 ・職務能力試験教養試験 (筆記試験) ・作文試験 ※作文試験については、第一次試験時に実施しますが、採点結果は第一次試験の判定には使用しません。 第二次試験の判定基準として使用します。	試験日時 令和8年10月18日(日) 《受付》 午前8時30分～9時15分 《試験説明》 午前9時25分 《試験開始》 午前9時40分 《昼食休憩》 午前11時30分～午後0時25分 ※昼食は各自で用意してください。離室可能です。 《試験説明》 午後0時25分～午後0時30分 《作文試験等》 午後0時30分～【90分程度】 試験会場 板倉町役場 〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 TEL 0276-82-1111
◆第二次試験 口述試験 等	詳細は、第一次試験の合格者に通知します。

4. 合否通知

第一次試験における合否の結果は、11月中旬までに受験者宛ての親展の郵送文書で通知します。電話等による合否の問い合わせにはお答えできません。

5. 給 与

(1) 初任給

板倉町職員の給与に関する条例により、給料のほか各種手当が支給されます。初任給は、採用時の最終学歴、年齢及び経験年数により決定しますが、標準的な現行の初任給月額は次のとおりです。

大学卒業者の初任給月額	232,000円
短期大学卒業者の初任給月額	216,500円
高等学校卒業者の初任給月額	200,300円

※令和8年4月1日現在の額です。給与改定によって変わることもあります。

※大学院を卒業した人または採用される以前に職歴のある人の初任給は、一定の基準により額が加算されます。

(2) 賞与(期末手当・勤勉手当)

基本給のほかに年間、給料月額×4.65の賞与が支給されます。

(3) その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び時間外勤務手当などが、それぞれの基準によって支給されます。

6. 採用予定日

令和9年4月1日

7. その他

(1) 試験当日は受験票、鉛筆(HB)数本、消しゴム、昼食を持参してください。

(2) 受付後の提出書類はお返ししません。

(3) 受験資格がないこと又は職員採用試験申込書等の記載事項が正しくないことが明らかになった場合には、合格を取り消すことがあります。

お問い合わせ先

板倉町役場 総務課 秘書室 秘書人事係

Tel : 0276-82-1111 (内線205) / 0276-82-6121 (直通)

Fax : 0276-82-1300

E-Mail : k-hisyo@town.gunma-itakura.lg.jp

板倉町公式ホームページ : <http://www.town.itakura.gunma.jp>